

条例によりパートナーシップ制度を導入している自治体比較表【一部抜粋】

条項	岡山県総社市【事実婚含む】	三重県いなべ市	愛知県岡崎市【事実婚含む】	沖縄県浦添市	東京都町田市
名称	総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例	いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例	岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例	浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例	町田市性の多様性の尊重に関する条例
施行年月日	平成31年4月1日	令和2年7月1日	平成17年4月1日/（改正）令和4年4月1日	令和4年10月1日	令和5年4月1日
目的	（目的） 第1条 この条例は、男女共同参画の推進に当たり、多様な性の理解に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育の果たすべき責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、もって全ての人が多様な性を認め合い、人権が尊重される社会を実現することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、いなべ市（以下「市」という。）において性の多様性を認め合う社会を推進するため、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにし、市の施策の基本事項を定めるとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、性の多様性を認め合う社会を実現することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現に関し基本理念を定め、市、市民、教育に携わる者、市民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会を実現することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、性の多様性を尊重する社会を実現するため、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び教育の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的、かつ、計画的に推進し、もって人が人として尊重され、性別等による偏見及び差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会の実現を図ることを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、性自認及び性的指向の多様な在り方（以下「性の多様性」という。）が尊重される社会の推進に関し、基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）の責務並びに市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにし、一人ひとりが個性と能力を発揮しながら、その人らしく生きることができる社会の実現に寄与することを目的とする。
定義	（定義） 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 男女共同参画 総社市男女共同参画推進条例（平成17年総社市条例第169号）第3条第1号に規定する男女共同参画をいう。 （2） 性的マイノリティ 性的指向（どの性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。）や性自認（自己の性別についての認識をいう。）のあり方が多数者とは異なる者をいう。 （3） カミングアウト 自らが性的マイノリティであることを公表することをいう。 （4） パートナーシップ 2人の者が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係をいう。 （5） 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、パートナーシップの関係である旨を誓うことをいう。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 性的マイノリティ 性的指向（どの性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。）や性自認（自己の性別についての認識をいう。）のあり方が多数者とは異なる者 （2） カミングアウト 自らが性的マイノリティであることを公表すること。 （3） パートナーシップ 2人の者が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係 （4） 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、パートナーシップの関係である旨を誓うこと。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。 （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。 （3） セクシュアル・ハラスメント 性的な言動（性的な関心又は欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向、性自認若しくは性別表現（服装、仕草、言葉遣い等で表現する性別をいう。第5号及び次条第5号において同じ。）に関する偏見に基づく言動を含む。以下この号において同じ。）により相手方を不快にさせること若しくは相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。 （4） ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手又はパートナーシップ（互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した2人の関係をいう。第8号において同じ。）にある者の一方からみた他の一方に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。 （5） 性別等 生物学的な性別、性的指向、性自認及び性別表現をいう。 （6） 性的指向 いずれの性別を恋愛感情又は性的な関心若しくは興味の主な対象とするかしないかを表すものをいう。 （7） 性自認 自己の性別についての認識をいう。 （8） パートナーシップ・ファミリーシップ パートナーシップ又はファミリーシップ（パートナーシップにある者が、そのパートナーの妻子又は養子と継続的な共同生活を行っている関係をいう。）をいう。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 性の多様性を尊重する社会 人には多様な性の形があるということに対し理解があり、偏見及び差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会をいう。 （2） 性自認 自己の性別についての認識のことをいう。 （3） 性的指向 人の性的関心（恋愛又は性的欲求）がどのような対象に向かうか（向かわない場合を含む。）を表す概念をいう。 （4） 性別等 生物学的な性、性自認、性的指向及び性別表現（服装、仕草及び言葉遣い等で表現する性別）をいう。 （5） 性的マイノリティ 性別等が多数者と異なる者をいう。 （6） パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係であって、その一方又は双方が性的マイノリティであるものをいう。 （7） ドメスティック・バイオレンス等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び同居しているか否かを問わず恋人など親密な関係の者からの暴力並びにストーーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーーカー行為等をいう。 （8） ハラスメント 他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。 （9） 市民等 市内に住所を有する者、市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。 （10） 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。 （令3条例28・一部改正）	（定義） 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 性自認 生物学的な性とは別に、自己が感じている自分の性に関する認識をいう。 （2） 性的指向 恋愛又は性愛の対象がどのような対象に向かうかを示す指向をいう。 （3） パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、継続的かつ相互に協力することを約した戸籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その本国の行政機関が発行する性別を証する書類その他これに準ずるものとして市長が認める書類）上の性別が同一である2人の者の関係のことをいう。 （4） 宣誓 パートナーシップを結んだ2人の者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
基本理念	（基本理念） 第2条 全ての人が多様な性を認め合い、個人としての尊厳が重んじられ、性的マイノリティであることによる差別的な扱いや暴力的行為を受けることなく、助け合い、補い合い、かつ、能力を発揮する機会が確保された明るく幸せな地域社会を目指すものとする。	（基本理念） 第3条 全ての人が性の多様性を認め合い、個人としての尊厳が重んじられ、性的マイノリティであることによる差別的取扱いや暴力的行為を受けることなく、個性と能力を十分に発揮し、自らの意志と責任によりより多様な生き方を選択できる地域社会を目指すものとする。	（基本理念） 第3条 男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会を実現するための取組は、次に掲げる事項を基本理念として、社会のあらゆる分野において自主的かつ積極的に行われなければならない。 （1） 全ての人が性別等による差別的取扱いを受けることなく、その人権が尊重され、自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、その性別等にかかわらず、個性と能力を発揮する機会が確保されること。 （2） 全ての人が性別による固定的な役割分担意識に捕われることなく、あらゆる活動に参画できるよう、社会における制度又は慣行が全ての人社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立なものとなるよう配慮されること。 （3） 全ての人社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の決定、計画の立案等に共同して参画する機会が確保されること。 （4） 家族を構成する全ての人互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とが両立できるよう配慮されること。 （5） 全ての人、性的指向、性自認及び性別表現に起因する人権侵害を受けないこと。 （6） 性的指向、性自認等に関する公表の自由が保障されること。 （7） 男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の形成のための取組が国際的協調の下に行われること。	（基本理念） 第3条 性の多様性を尊重する社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。 （1） 性別等による社会的な偏見及び差別的取扱いをなくし、多様な性の形があることが理解され尊重されること。 （2） 誰もが性別等による社会的な偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。 （3） あらゆる教育の場において、性の多様性の尊重について理解を深めるための取組が行われること。	（基本理念） 第2条 市、市民、事業者及び教育に携わる者は、性の多様性が尊重され、性自認及び性的指向を理由とする偏見及び差別がなく、誰もが安心して暮らしながら、多様な生き方を選択できる社会の実現を目指すものとする。
市の責務	（市の責務） 第4条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的に策定し、実施するものとする。	（市の責務） 第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的に策定し、実施するものとする。	（市の責務） 第4条 市は、男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。 2 市は、市民、教育に携わる者、市民団体及び事業者が行う男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現のための活動を支援しなければならない。 3 市は、国、県その他の関係機関と協力し、連携を図りながら男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現に努めなければならない。 4 市は、自ら率先して男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現に努めなければならない。	（市の責務） 第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、性の多様性を尊重する社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。 2 市は、市民等、事業者、国及び他の地方公共団体と協働し、前項の施策に取り組むものとする。 3 市は、性の多様性に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。 4 市は、国際社会及び国内における性の多様性の尊重に関する取組について、情報収集を行い、地域の実情に鑑み、本市の施策に取り入れるよう努めるものとする。 5 市は、性別等による一切の差別を行ってはならない。	（市の責務） 第4条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的に作成し、実施するものとする。

条例によりパートナーシップ制度を導入している自治体比較表【一部抜粋】

地域振興部地域づくり課市民協働係作成 令和5年7月28日時点

条項	岡山県総社市【事実婚含む】	三重県いなべ市	愛知県岡崎市【事実婚含む】	沖縄県浦添市	東京都町田市
禁止事項等	(権利侵害の禁止) 第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱い又は暴力的行為 (2) 性的マイノリティであることを、本人の意に反して公にすること。 (3) カミングアウトを強制し、又は禁止すること。	(権利侵害の禁止) 第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱い又は暴力的行為 (2) 性的マイノリティであることを、本人の意に反して公にすること。 (3) カミングアウトを強制し、又は禁止すること。	(性別等による人権侵害の禁止) 第9条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別等による差別的取扱いその他の性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント又は婚姻、妊娠、出産、育児若しくは介護に関する人権侵害を行ってはならない。 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。 4 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を正当化し、又は助長する表現その他の不適切な性的表現を行わないよう十分に配慮しなければならない。 5 何人も、性的指向又は性自認の公表に本人に対して強制し、又は禁止してはならない。 6 何人も、本人の同意なくして性的指向又は性自認を公表してはならない。	(性別等による人権侵害の禁止) 第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱い又はハラスメントを行うこと。 (2) 性的マイノリティであることを、本人の意に反して公にすること。 (3) 性的マイノリティであることの公表を強制し、又は禁止すること。 (4) ドメスティック・バイオレンス等を行うこと。	(権利侵害の禁止) 第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 性自認又は性的指向を理由とする差別的取扱い又は暴力的行為 (2) 性自認又は性的指向を本人の意に反して公表すること。 (3) 性自認又は性的指向の公表を強制し、又は禁止すること。
広報啓発活動/調査研究	(広報啓発活動) 第9条 市は、多様な性に対する市民及び事業者等の理解を深めるため、必要な広報啓発活動に努めるものとする。	(広報啓発活動) 第9条 市は、性の多様性に対する市民及び事業者等の理解を深めるため、必要な広報啓発活動に努めるものとする。	(調査研究) 第15条 市は、男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現に必要な調査研究を行うものとする。 2 市長は、必要に応じ、前項の調査研究の結果を公表するものとする。	(広報啓発活動) 第9条 市は、多様な性に対する市民、事業者及び教育に携わる者の理解を深めるため、必要な広報啓発活動を行うものとする。	(広報啓発活動) 第9条 市は、市民、事業者及び教育に携わる者の性の多様性に対する理解を深めるため、必要な広報啓発活動を行うものとする。
相談及び苦情への対応	(相談及び苦情の申出) 第10条 何人も、性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱いによって権利が侵害された場合の相談又は苦情を、市長に申し出ることができる。 2 市長は、前項の申出を受けたときは、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする。	(相談及び苦情の申出) 第10条 何人も、性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱いによって権利が侵害された場合の相談又は苦情を市長に申し出ることができる。 2 市長は、前項の申出を受けたときは、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする。	(相談等) 第16条 市民は、市長に対し、次に掲げる男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現に関する事項について相談又は意見の申出をすることができる。 (1) 基本理念に係る人権侵害に関すること。 (2) 男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現に関し、市が実施する施策又は市に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。 2 市長は、前項に規定する相談又は意見の申出を受けたときは、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(相談及び苦情の申出) 第12条 市民等及び事業者は、市が実施する性の多様性の尊重の推進に関する施策又は性の多様性の尊重の推進に影響を及ぼすと認められる施策について相談又は苦情があるときは、書面等により、市長に申し出ることができる。 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて浦添市男女共同参画審議会の意見を聴き、適切な措置を講ずる。	
施策の実施	(施策の実施) 第11条 市は、多様な性の理解に係る施策について、総社市男女共同参画推進条例第9条に規定する基本計画に基づき実施するものとし、当該施策の実施に関し必要な事項については、同条例第15条に規定する審議会において調査審議を行うものとする。	(施策の実施) 第11条 市は、性の多様性の理解に係る施策について、いなべ市男女共同参画推進条例（平成20年いなべ市条例第2号）第7条に規定する基本計画に基づき実施するものとし、当該施策の実施に関し必要な事項については、同条例第8条に規定する委員会において調査審議するものとする。	(基本計画) 第10条 市長は、男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第17条第1項に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映するよう努めなければならない。 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。 (実施状況の公表) 第13条 市長は、毎年度、男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現に関する施策の実施状況等について、公表するものとする。	(性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画) 第9条 市は、性の多様性を尊重する社会を実現する施策を総合的かつ計画的に推進するために、性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを公表するものとする。この場合において、行動計画は、浦添市男女共同参画推進条例（平成19年条例第38号。以下「男女共同参画条例」という。）第9条第1項に規定する男女共同参画行動計画と併せて策定することができる。 2 市は、行動計画の策定に当たって、あらかじめ男女共同参画条例第17条第1項に規定する浦添市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。	
パートナーシップ	(パートナーシップの宣誓等) 第12条 パートナーシップの宣誓は、宣誓書を市長に提出することにより、これを行う。 2 市長は、パートナーシップの宣誓があった場合は、パートナーシップ登録簿への登録を行うとともに、宣誓をした2人の者に対して、登録証明書に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。	(パートナーシップの宣誓等) 第12条 パートナーシップの宣誓は、宣誓書を市長に提出することにより、これを行う。 2 市長は、パートナーシップの宣誓があった場合は、パートナーシップ登録簿への登録を行うとともに、宣誓をした2人の者に対して、登録証明書を交付するものとする。	(パートナーシップ・ファミリーシップ制度) 第10条の2 次項に規定する受理証明書の交付を希望する者は、規則で定めるところにより、市長にパートナーシップ・ファミリーシップに係る届出をすることができる。 2 市長は、前項の届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出を受理したことを証する書類（第4項において「受理証明書」という。）を交付するものとする。 3 前2項に定めるもののほか、パートナーシップ・ファミリーシップに係る制度に関し必要な事項は、規則で定める。 4 事業者は、その社会活動の中で受理証明書に係るパートナーシップ・ファミリーシップを最大限に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	(パートナーシップ宣誓証明) 第10条 市長は、第3条に規定する基本理念に基づき、 公序良俗に反しない限りにおいて、パートナーシップ宣誓証明書を交付することができる。 2 パートナーシップ宣誓証明書の申請手続その他必要な事項は、規則で定める。 3 市、市民等及び事業者は、その活動の中で、 市長が交付するパートナーシップ宣誓証明書を提示されたときは、この条例の基本理念を尊重し、公平に取り扱うよう努めなければならない。	(町田市パートナーシップ宣誓制度) 第10条 市は、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、第2条に規定する基本理念を達成するための一助として、宣誓が行われたことの証明（以下「パートナーシップ宣誓証明」という。）をする町田市パートナーシップ宣誓制度を実施するものとする。 2 市長は、宣誓が行われたときは、 町田市規則で定めるところにより、宣誓を行った者に対し、パートナーシップ宣誓証明書を交付する。 3 パートナーシップ宣誓証明書の交付手続その他の町田市パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項は、町田市規則で定める。 4 市、市民、事業者及び教育に携わる者は、その活動の中で、 パートナーシップ宣誓証明を最大限配慮しなければならない。
委任	(その他) 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	(委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(規則への委任) 第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附則	附則 (施行期日) 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (総社市男女共同参画推進条例の一部改正) 2 総社市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略	附則 この条例は、令和2年7月1日から施行する。	附則 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。 2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき策定されている市の男女共同参画計画（「ウズプランおかざき21」をいう。）は、第10条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。 附則附（平成26年3月27日条例第7号） この条例は、公布の日から施行する。 附則附（令和4年3月23日条例第14号） (施行期日) 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (岡崎市市営住宅条例の一部改正) 2 岡崎市市営住宅条例（平成9年岡崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略	附則 この条例は、令和3年10月1日から施行する。 附 則（令和3年9月29日条例第28号） この条例は、公布の日から施行する。	附則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。